



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

861	県営土地改良事業計画の変更	(農業農村整備課).....	1
862	道路の区域変更	(道路保全課).....	1
863	道路の供用開始	( " ).....	2
864	道路の位置の指定	(都市政策課).....	2
865	"	( " ).....	2

## 告 示

### 和歌山県告示第861号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業上広野池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年7月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業上広野池地区の変更計画書の写し

#### 2 縦覧期間

令和5年7月19日から同年8月16日まで

#### 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

### 和歌山県告示第862号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年7月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字小熊字池田谷3770番1地先から同町大字小熊字池田谷3726番1地先まで	旧	5.20 }	167.30	
同上	新	10.10 }	167.00	

**和歌山県告示第863号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年7月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 江川小松原線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字小熊字池田谷3770番1地先から同町大字小熊字池田谷3726番1地先まで

供用開始の期日 令和5年7月18日

**和歌山県告示第864号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年7月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3617	岩出市中島字村前104番1の一部	和歌山市大垣内693番地3 株式会社シーグラン 代表取締役 高井眞次	令和 5.6.30	6.00	59.59

**和歌山県告示第865号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年7月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3632	紀の川市東野字平之段165番1の一部、165番3の一部	岩出市新田広芝24番地 森田敏夫	令和 5.6.30	6.00	46.02
------	-----------------------------	---------------------	--------------	------	-------